# 第41期定時株主総会
# 招集ご通知

とことん頼れる
家庭の銀行
みちのく銀行

日　　時　　平成25年６月25日（火曜日）
　　午前10時
場　　所　　青森市勝田一丁目３番１号
　　当行本店８階大会議室

株式会社 みちのく銀行

**証券コード：8350**

○目　次


第41期定時株主総会招集ご通知…… 1

（添付書類）
第41期事業報告
1. 当行の現況に関する事項…… 3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項… 9
3. 社外役員に関する事項……12
4. 当行の株式に関する事項……15
5. 当行の新株予約権等に関する事項……16
6. 会計監査人に関する事項……17
7. 業務の適正を確保する体制……18
8. その他……20

計算書類……21

連結計算書類……26

監査報告書……31

（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金の処分の件……34
第２号議案　取締役８名選任の件……35
第３号議案　監査役４名選任の件……39

当行本店案内図

証券コード　8350
平成25年６月６日

株　主　各　位

青森市勝田一丁目３番１号
株式会社　みちのく銀行
取締役頭取　杉　本　康　雄

# 第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年６月24日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　時** 平成25年６月25日（火曜日）午前10時

**２．場　所** 青森市勝田一丁目３番１号　当行本店８階大会議室

**３．会議の目的事項**

**報告事項**

１．第41期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

２．第41期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　取締役８名選任の件

**第３号議案**　監査役４名選任の件

◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第20条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

①計算書類の個別注記表

②連結計算書類の連結注記表

(http://www.michinokubank.co.jp/about/investor/soukai/index.html)

株主総会参考書類及び添付書類の内容について、修正する必要が生じた場合には、当行ホームページに掲載させていただきます。

(http://www.michinokubank.co.jp/about/investor/soukai/index.html)

以　上

**添 付 書 類**

# 第41期（平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで）事 業 報 告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務のほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの附帯業務を行っております。

(金融経済環境)

世界の金融・経済は、期初の回復ムードから徐々に停滞感が強まり、先行きに対する不透明感が払拭できない状況が続きました。ユーロ圏経済は一旦落ち着きを取り戻したものの、キプロスを発端とした欧州債務問題が再燃するなど、今後も予断を許さない状況です。一方、米国経済については、懸念されていた財政の崖については、一部緩和的に実行され、ソフトランディングしつつあり、緩やかな回復基調を維持しています。

この間、わが国の経済は、第二次安倍内閣発足後、デフレ脱却を目指し、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の３つを基本戦略とするアベノミクスを展開した結果、円安・株高への方向へと変化し、マーケットについては底堅さを増しています。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館地区における地元経済は、個人消費は底堅く推移しているほか、住宅投資、公共投資も持ち直しておりますが、生産面については海外経済減速等の影響により弱めの動きとなっており、全体としては横ばい圏内の動きとなっています。

(事業の経過及び成果)

当行は、平成24年度より、第三次中期経営計画（３年計画）をスタートさせ、これまで充実させてきた経営基盤を、より一層強固なものとするとともに、地域密着型金融を更に推進することにより、第三次中期経営計画において重点目標としている「リテール分野での地域トップバンク」の実現を目指して取り組んでまいりました。

また、平成24年度は金融円滑化法の最終年度であり、特に中小企業等に対する経営改善支援、本業支援への取り組みを積極的に行い、収益力の向上、経営基盤の強化を図り、地域に対して、より一層の貢献ができるように取り組んでまいりました。

このような中、当期の業績については、次のとおりとなりました。

〔預金〕
　預金及び譲渡性預金の合計残高は、前年同期比13億円減少して１兆8,631億円となりました。預かり資産（公共債・投資信託・保険）残高は、前年同期比220億円増加して1,884億円となりました。

〔貸出金〕
　貸出金は、一般貸出と地公体向け貸出がともに増加したことにより、前年同期比443億円増加して１兆2,812億円となりました。

〔有価証券〕
　有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前年同期比21億円減少して3,700億円となりました。

〔損益〕
　銀行の実質的な収益力をあらわすコア業務純益は、貸出金利息が減少したものの、有価証券利息配当金や役務取引等利益の増加により、前年同期比23億円増加して87億円となりました。また、与信費用は、地元経済は未だ厳しい環境下にあるものの、取引先の経営支援活動に継続して取り組んだこと等により前年同期比6億円の減少となりました。有価証券関係損益は、債券関係の金融派生商品費用の計上等で40億円の損失を計上、前年同期比1億円減少となりました。この結果、経常利益は前年同期比20億円増加して30億円、当期純利益は前年同期比17億円増加して31億円となりました。

〔自己資本比率〕
　経営健全性の指標である自己資本比率につきましては、当期の利益の積上げ等により、国内基準行に求められている４％を大幅に上回る、10.75％と十分な水準を確保しております。

（当行の対処すべき課題）
　平成25年度は、第三次中期経営計画（３年計画）の２年目となります。今年度は、「融資業務革新」における「共同利用型ＫeyMan」の稼動をはじめとして、それぞれの重点戦略において、コアとなる施策が計画段階から実行段階へ移行いたします。一つ一つの施策を着実に実行することで「全員営業態勢の確立」に向け、全職員一丸となって、お客さまの利便性向上と満足度の高いサービスの提供に努めてまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 17,452 | 17,802 | 18,554 | 18,317 |
| 定期性預金 | 9,548 | 9,565 | 9,821 | 9,525 |
| その他 | 7,903 | 8,237 | 8,732 | 8,792 |
| 社債 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 貸出金 | 12,421 | 12,308 | 12,369 | 12,812 |
| 個人向け | 3,725 | 3,677 | 3,682 | 3,743 |
| 中小企業向け | 4,678 | 4,687 | 4,648 | 4,748 |
| その他 | 4,018 | 3,943 | 4,038 | 4,321 |
| 商品有価証券 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 有価証券 | 4,316 | 3,905 | 3,721 | 3,700 |
| 国債 | 2,667 | 2,257 | 2,416 | 2,701 |
| 地方債 | 666 | 520 | 46 | 13 |
| その他 | 982 | 1,127 | 1,259 | 985 |
| 総資産 | 18,690 | 19,377 | 20,273 | 19,764 |
| 内国為替取扱高 | 74,487 | 73,657 | 73,089 | 81,779 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 139 | 百万ドル 354 | 百万ドル 97 | 百万ドル 99 |
| 経常利益 | 百万円 3,014 | 百万円 1,235 | 百万円 1,072 | 百万円 3,052 |
| 当期純利益 | 百万円 2,042 | 百万円 1,867 | 百万円 1,478 | 百万円 3,161 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭 13 15 | 円 銭 10 95 | 円 銭 8 37 | 円 銭 20 18 |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---|---|---|---|---|
| 連結経常収益 | 440 | 452 | 428 | 435 |
| 連結経常利益 | 37 | 17 | 20 | 38 |
| 連結当期純利益 | 24 | 33 | 17 | 35 |
| 連結純資産額 | 741 | 665 | 675 | 749 |
| 連結総資産 | 18,661 | 19,359 | 20,279 | 19,794 |

### (3) 使用人の状況

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 使用人数 | 1,285人 | 1,315人 |
| 平均年齢 | 40年7月 | 40年3月 |
| 平均勤続年数 | 17年3月 | 17年1月 |
| 平均給与月額 | 381千円 | 365千円 |

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成25年3月中（前年度は平成24年3月中）の平均月額給与であります。

### (4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 青森県 | 83店（うち出張所 3） | 84店（うち出張所 3） |
| 北海道 | 8 (—) | 8 (—) |
| 岩手県 | 4 (—) | 4 (—) |
| 秋田県 | 4 (—) | 4 (—) |
| 宮城県 | 1 (—) | 1 (—) |
| 東京都 | 1 (—) | 1 (—) |
| 合計 | 101 (3) | 102 (3) |

(注) 上記のほか、海外駐在員事務所を1ヵ所（前年度末1ヵ所）、店舗外現金自動設備を214ヵ所（前年度末215ヵ所）及び「ローソン・エイティエム・ネットワークス」提携分の店舗外現金自動設備を251ヵ所（前年度末232ヵ所）それぞれ設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

| 営業所名 | 所在地 |
|---|---|
| 稲生町支店 | 青森県十和田市稲生町16—56 |

(注) 1. 平成24年9月24日に長横町支店を廃止し、八戸営業部に統合いたしました。
2. 平成25年2月12日に十鉄駅ビル支店を廃止し、十和田支店に統合いたしました。
3. 当年度において店舗外現金自動設備を1ヵ所廃止いたしました。(「ローソン・エイティエム・ネットワークス」提携分を除く)

## (5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

| 設備投資の総額 | 4,628百万円 |
|---|---|

ロ．重要な設備の新設等

| 内容 | 金額 |
|---|---|
| ソフトウエア | 1,713百万円 |
| 営業店の新設・建替 | 622百万円 |
| ATMの更新 | 596百万円 |

## (6) 重要な子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| みちのく信用保証株式会社 | 青森市奥野１丁目３番12号 | 住宅金融・消費者金融に係わる信用保証業務 | 昭和61年４月１日 | 百万円 100 | % 100.00 | — |
| みちのくカード株式会社 | 青森市奥野１丁目３番12号 | クレジットカード業務 | 平成２年８月１日 | 百万円 30 | % 99.48 | — |
| Michinoku Preferred Capital Cayman Limited | 英国領ケイマン諸島 | 優先出資証券の発行、銀行への劣後ローン供与 | 平成19年８月10日 | 百万円 300 | % 100.00 | — |

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成23年２月28日開催の取締役会において、Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedの解散方針を決議し、清算手続き中であります。
3. 株式会社みちのくオフィスサービスは、平成24年９月14日に清算結了しております。
4. 当期の連結経常収益は43,533百万円、連結当期純利益は3,579百万円となりました。

◎ 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。

## 2.　会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### （1）会社役員の状況

（年度末現在）

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | そ　の　他 |
|---|---|---|---|
| 杉　本　康　雄 | 取締役頭取<br>兼執行役員<br>（代表取締役）<br>監査部担当 | | |
| 髙　田　邦　洋 | 取締役副頭取<br>兼執行役員<br>（代表取締役）<br>秘　書　室<br>経営企画部<br>人事部担当 | | |
| 熊　地　貴　志 | 取　締　役<br>兼常務執行役員<br>総　務　部　長<br>リスク統括部<br>コンプライアンス統括部<br>融資部担当 | | |
| 稲　庭　　勉 | 取　締　役<br>兼常務執行役員<br>審　査　部<br>与信企画部担当 | | |
| 松　木　昭　彦 | 取　締　役<br>兼常務執行役員<br>市場国際管理部<br>事務統括部<br>システム総括部担当 | | |
| 加　藤　政　弘 | 取　締　役<br>兼常務執行役員<br>営業開発部<br>営業戦略部担当 | | |
| 藤　井　正　夫 | 取　締　役<br>（社外取締役） | 岩田合同法律事務所（山根室）　パートナー<br>奥多摩工業株式会社　社外監査役<br>株式会社ネオジャパン　社外監査役 | |
| 熊　谷　清　一 | 取　締　役<br>（社外取締役） | 弁護士法人あおば綜合法律事務所　代表社員<br>トヨタカローラ八戸株式会社　社外監査役<br>株式会社デーリー東北新聞社　社外監査役 | |

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | そ　の　他 |
|---|---|---|---|
| 佐　藤　郁　夫 | 常勤監査役<br>(社外監査役) | | |
| 石　田　　久 | 常勤監査役 | | |
| 榊　　佳　弘 | 監　査　役<br>(社外監査役) | マルヨ水産株式会社　代表取締役社長 | |
| 白　土　泰　次 | 監　査　役<br>(社外監査役) | | |
| 東　　康　夫 | 監　査　役<br>(社外監査役) | 東北化学薬品株式会社　取締役会長<br>進和ケミカル株式会社　代表取締役 | |
| 鳥谷部　眞　実 | 監　査　役<br>(社外監査役) | 株式会社ヤマウ鳥谷部商店　代表取締役社長<br>株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫　代表取締役社長 | |

(注) 1. 取締役　藤井正夫、熊谷清一の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
また、取締役　藤井正夫氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 監査役　佐藤郁夫、榊佳弘、白土泰次、東康夫、鳥谷部眞実の５氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
また、監査役　佐藤郁夫氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. 当行は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。
なお、地位及び担当は平成25年３月31日時点での地位及び担当であります。

(年度末現在)

| 氏　　名 | 地　　位 | 担　　当 |
|---|---|---|
| 福　井　荘　一 | 常務執行役員 | 市場金融部、ＡＬＭ部担当 |
| 佐　藤　正　明 | 執　行　役　員 | 函館営業部長 |
| 古　川　博　章 | 執　行　役　員 | 八戸営業部長 |
| 小笠原　金　一 | 執　行　役　員 | 弘前営業部長 |
| 髙　嶋　賢　治 | 執　行　役　員 | 本店営業部長 |
| 岩　岡　高　徳 | 執　行　役　員 | 経営企画部長 |

4. 平成25年４月１日付で役員及び執行役員の地位及び担当を変更しております。地位及び担当に変更があった役員・執行役員は下記のとおりであります。

①役員

（平成25年４月１日現在）

| 氏　　名 | 地　　位 | 担　　当 |
|---|---|---|
| 杉　本　康　雄 | 取締役頭取<br>兼執行役員<br>（代表取締役） | 担当なし（監査部担当を解く） |
| 髙　田　邦　洋 | 取締役副頭取<br>兼執行役員<br>（代表取締役） | 監査部（秘書室、経営企画部、人事部担当を解く） |
| 熊　地　貴　志 | 取　締　役<br>兼常務執行役員 | 人事部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、融資部（総務部担当を解く） |

②執行役員

（平成25年４月１日現在）

| 氏　　名 | 地　　位 | 担　　当 |
|---|---|---|
| 岩　岡　高　德 | 常務執行役員 | 経営企画部長（秘書室、経営企画部、総務部を担当） |
| 髙　嶋　賢　治 | 常務執行役員 | 本店営業部長 |
| 浅　利　健　一 | 執　行　役　員 | 営業開発部長兼営業戦略部長 |
| 石　橋　雅　人 | 執　行　役　員 | 審査部長 |
| 小田中和彦 | 執　行　役　員 | 青森支店長 |
| 福　士　勝　彦 | 執　行　役　員 | 東京支店長兼経営企画部東京事務所長 |

## （2）会社役員に対する報酬等

ⅰ）当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等

| 区　　分 | 支給人数 | 報　　酬　　等 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 9名 | 153百万円（ 40百万円 ） |
| 監　査　役 | 6名 | 57百万円（ －百万円 ） |
| 計 | 15名 | 210百万円（ 40百万円 ） |

（注）1. 報酬以外の金額は株式報酬費用であり、その金額を「報酬等」の欄に（ ）内書きしております。
2. 取締役の使用人としての報酬はございません。
3. 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第34期定時株主総会で決議されており、その金額は取締役は165百万円、監査役は60百万円であります。
4. 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成22年６月24日開催の第38期定時株主総会で決議されており、年額60百万円（総数300個）を上限に支給するものであります。

ⅱ）当事業年度に支払った役員退職慰労金

退任取締役1名に対し、26百万円

（うち 過年度の事業報告に記載した役員退職慰労引当金の取崩によるもの26百万円）

## 3.　社外役員に関する事項

### （1）社外役員の兼職その他の状況

| 氏　　名 | 兼職その他の状況 | |
|---|---|---|
| 藤　井　正　夫 | 岩田合同法律事務所（山根室）　パートナー<br>奥多摩工業株式会社　社外監査役<br>株式会社ネオジャパン　社外監査役 | |
| 熊　谷　清　一 | 弁護士法人あおば綜合法律事務所　代表社員<br>トヨタカローラ八戸株式会社　社外監査役<br>株式会社デーリー東北新聞社　社外監査役 | 弁護士法人あおば綜合法律事務所と当行との間には、預金等の取引があります。また、トヨタカローラ八戸株式会社及び株式会社デーリー東北新聞社と当行との間には、融資等の取引があります。 |
| 佐　藤　郁　夫 | | |
| 榊　　佳　弘 | マルヨ水産株式会社　代表取締役社長 | 同社と当行との間には、融資等の取引があります。 |
| 白　土　泰　次 | | |
| 東　　康　夫 | 東北化学薬品株式会社　取締役会長<br>進和ケミカル株式会社　代表取締役 | 東北化学薬品株式会社と当行との間には、融資等の取引があります。 |
| 鳥谷部　眞　実 | 株式会社ヤマウ鳥谷部商店　代表取締役社長<br>株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫　代表取締役社長 | 両社と当行との間には、融資等の取引があります。 |

（注）社外役員と当行との関係については、「兼職その他の状況」欄に記載しております。

### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会及び監査役会への出席状況 | 取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| 藤　井　正　夫 | 2年9ヵ月 | 当事業年度、<br>在任期間中に開催された<br>取締役会14回中、13回出席 | 弁護士としての豊富な法律知識と経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、業務執行の適正性確保の観点から、適法性や組織運営等を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 熊　谷　清　一 | 1年9ヵ月 | 当事業年度、<br>在任期間中に開催された<br>取締役会14回中、14回出席 | 弁護士としての豊富な法律知識と経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、業務執行の適正性確保の観点から、適法性や組織運営等を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 佐　藤　郁　夫 | 6年9ヵ月 | 当事業年度、<br>在任期間中に開催された<br>取締役会14回中、14回出席<br>監査役会14回中、14回出席 | 日本銀行などにおける豊富な金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 榊　　佳　弘 | 13年9ヵ月 | 当事業年度、<br>在任期間中に開催された<br>取締役会14回中、14回出席<br>監査役会14回中、14回出席 | 会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 白　土　泰　次 | 7年9ヵ月 | 当事業年度、<br>在任期間中に開催された<br>取締役会14回中、14回出席<br>監査役会14回中、14回出席 | 都市銀行における金融実務経験やリース会社役員としての経営経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 東　　康　夫 | 5年9ヵ月 | 当事業年度、<br>在任期間中に開催された<br>取締役会14回中、14回出席<br>監査役会14回中、13回出席 | 会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 鳥谷部　眞　実 | 4年9ヵ月 | 当事業年度、<br>在任期間中に開催された<br>取締役会14回中、11回出席<br>監査役会14回中、12回出席 | 会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

### (3) 責任限定契約

当行は、定款に社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

| 氏　　名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| 藤井　正夫(取締役) | 会社法第423条第１項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度として損害賠償責任を負担 |
| 熊谷　清一(取締役) | 同　上 |
| 佐藤　郁夫(監査役) | 同　上 |
| 榊　　佳弘(監査役) | 同　上 |
| 白土　泰次(監査役) | 同　上 |
| 東　　康夫(監査役) | 同　上 |
| 鳥谷部眞実(監査役) | 同　上 |

### (4) 社外役員に対する報酬等

ⅰ）当事業年度に係る報酬等の総額

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | 7名 | 48百万円 | －百万円 |

(注)　報酬等以外の金額は該当ありません。

ⅱ）当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

| | |
|---|---|
| 発行可能株式総数 | |
| 普通株式 | 600,000千株 |
| Ａ種優先株式 | 300,000千株 |
| 発行済株式の総数 | |
| 普通株式 | 150,895千株 |
| Ａ種優先株式 | 40,000千株 |

### (2) 当年度末株主数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 15,646名 |
| Ａ種優先株式 | １名 |

### (3) 大株主

① 普通株式

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持 株 数 等 | 持 株 比 率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４） | 12,154千株 | 8.51% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 5,307 | 3.71 |
| みちのく銀行行員持株会 | 4,420 | 3.09 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口） | 3,936 | 2.75 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 3,757 | 2.63 |
| みちのく銀行共済会 | 3,145 | 2.20 |
| 株式会社損害保険ジャパン | 2,504 | 1.75 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2,417 | 1.69 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 2,338 | 1.63 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 2,291 | 1.60 |

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

② Ａ種優先株式

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持 株 数 等 | 持 株 比 率 |
| 株式会社整理回収機構 | 40,000千株 | 100% |

## 5.　当行の新株予約権等に関する事項

### （1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

第１回新株予約権

A.　新株予約権の割当日　　平成22年７月９日
B.　新株予約権の行使期間　　平成22年７月10日から平成47年７月９日まで
C.　権利行使額（１株当たり）　１円
D.　権利行使についての条件　　新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 新株予約権を有する者の人数 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 198個 | 当行普通株式 198,000株 | 6名 |

第２回新株予約権

A.　新株予約権の割当日　　平成23年７月８日
B.　新株予約権の行使期間　　平成23年７月９日から平成48年７月８日まで
C.　権利行使額（１株当たり）　１円
D.　権利行使についての条件　　新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 新株予約権を有する者の人数 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 261個 | 当行普通株式 261,000株 | 6名 |

第３回新株予約権

A.　新株予約権の割当日　　平成24年７月11日
B.　新株予約権の行使期間　　平成24年７月12日から平成49年７月11日まで
C.　権利行使額（１株当たり）　１円
D.　権利行使についての条件　　新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 新株予約権を有する者の人数 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 285個 | 当行普通株式 285,000株 | 6名 |

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等

第３回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　　平成24年７月11日
B. 新株予約権の行使期間　　平成24年７月12日から平成49年７月11日まで
C. 権利行使額（１株当たり）　１円
D. 権利行使についての条件　　新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 新株予約権を交付した者の人数 |
|---|---|---|---|
| 執行役員 | 139個 | 当行普通株式 139,000株 | 6名 |

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|---|---|
| 新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員　山内正彦<br>指定有限責任社員　村田賢治 | 74 | 会計監査人が対価を得て行う非監査業務<br>・国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）への移行等にかかる助言業務 |

(注) 1. 公認会計士法第２条第１項の業務以外である非監査報酬額は8百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、82百万円であります。

### (2) 責任限定契約

当行は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会は会計監査人を解任いたします。

## 7. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

### (1) 全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

① 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、全役職員はこれを遵守する。

② 取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。

③ 取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、毎年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、コンプライアンス統括部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。

④ コンプライアンス統括部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各部店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について取締役会へ報告する。

⑤ 監査部は、コンプライアンス態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について取締役会へ報告する。

⑥ 「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。

⑦ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

### (2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。

② 取締役会、経営会議、各委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「経営会議規程」及び各委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。

② 取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、毎年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、リスク統括部担当役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。

③ リスク統括部は、各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。

④　監査部は、リスク管理態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について取締役会へ報告する。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は、中長期の経営計画として、原則３ヵ年の営業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、全役職員に周知徹底する。
②　取締役は、「取締役会規程」に基づき、業務執行状況を取締役会へ報告する。
③　「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

### (5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社の経営管理を強化するため「子会社管理規程」を制定し、当行グループ全体の経営管理、コンプライアンス態勢の確保を図り、内部統制システムを構築する。
②　子会社の統括管理は経営企画部が所管することとし、各社毎に業務所管部を置く。また、監査部は、子会社の内部監査を行う。
③　半期毎に「子会社経営会議」を開催するほか、子会社各社の経営状況について取締役会へ報告する。

### (6) 当行及び子会社から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

当行及び子会社から成る企業集団は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。

### (7) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①　監査役の職務を補助するための機関として監査役室を設置し、専門の補助スタッフを配置する。
②　補助スタッフの配置にあたっては、キャリア等を十分に考慮した配置とする。

### (8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役会の補助スタッフの人事に関する事項については、監査役との意見交換を実施のうえ決定するものとする。
②　補助スタッフに対する業務遂行上の指示命令権は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

### (9) 全役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　取締役は、内部統制システムの構築・整備状況について監査役に報告を行う。また、監査役に取締役会、経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査役がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
②　全役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について監査役に報告する。

### （10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。

② 監査部等は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役の効率的な監査実施に寄与するよう努める。

なお、当行は、金融機関として公共の信頼の維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

・当行は、反社会的勢力との取引の未然防止及び、一切の関係遮断に努めます。
・当行は、反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
・当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事及び刑事の両面から法的対応をする等、断固とした対応を行います。

## 8. その他

該当ありません。

# 第41期末（平成25年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **現金預け金** | **170,316** | **預金** | **1,831,747** |
| 現金 | 24,076 | 当座預金 | 36,446 |
| 預け金 | 146,240 | 普通預金 | 769,868 |
| **コールローン** | **102,069** | 貯蓄預金 | 51,797 |
| **買入金銭債権** | **1,437** | 通知預金 | 5,571 |
| **商品有価証券** | **27** | 定期預金 | 952,512 |
| 商品地方債 | 27 | その他の預金 | 15,550 |
| **金銭の信託** | **18,892** | **譲渡性預金** | **31,434** |
| **有価証券** | **370,056** | **借用金** | **2,000** |
| 国債 | 270,186 | 借入金 | 2,000 |
| 地方債 | 1,327 | **外国為替** | **51** |
| 社債 | 55,881 | 外国他店預り | 51 |
| 株式 | 14,746 | 売渡外国為替 | 0 |
| その他の証券 | 27,914 | 未払外国為替 | 0 |
| **貸出金** | **1,281,237** | **社債** | **15,000** |
| 割引手形 | 4,040 | **その他負債** | **7,640** |
| 手形貸付 | 49,055 | 未決済為替借 | 2 |
| 証書貸付 | 1,091,771 | 未払法人税等 | 154 |
| 当座貸越 | 136,370 | 未払費用 | 3,497 |
| **外国為替** | **1,081** | 前受収益 | 580 |
| 外国他店預け | 1,079 | 金融派生商品 | 264 |
| 買入外国為替 | 1 | リース債務 | 1,069 |
| **その他資産** | **8,129** | 資産除去債務 | 314 |
| 前払費用 | 158 | その他の負債 | 1,756 |
| 未収収益 | 1,974 | **賞与引当金** | **946** |
| 先物取引差金勘定 | 430 | **退職給付引当金** | **3,026** |
| 金融派生商品 | 0 | **睡眠預金払戻損失引当金** | **1,032** |
| その他の資産 | 5,565 | **偶発損失引当金** | **266** |
| **有形固定資産** | **15,444** | **再評価に係る繰延税金負債** | **609** |
| 建物 | 3,624 | **支払承諾** | **9,435** |
| 土地 | 7,132 | **負債の部合計** | **1,903,190** |
| 建設仮勘定 | 397 | **（純資産の部）** | |
| その他の有形固定資産 | 4,290 | **資本金** | **34,167** |
| **無形固定資産** | **4,147** | **資本剰余金** | **29,748** |
| ソフトウェア | 2,076 | 資本準備金 | 19,167 |
| その他の無形固定資産 | 2,071 | その他資本剰余金 | 10,580 |
| **繰延税金資産** | **11,260** | **利益剰余金** | **8,707** |
| **支払承諾見返** | **9,435** | 利益準備金 | 521 |
| **貸倒引当金** | **△17,114** | その他利益剰余金 | 8,185 |
| | | 繰越利益剰余金 | 8,185 |
| | | **自己株式** | **△2,666** |
| | | **株主資本合計** | **69,957** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **2,930** |
| | | **土地再評価差額金** | **197** |
| | | **評価・換算差額等合計** | **3,127** |
| | | **新株予約権** | **145** |
| | | **純資産の部合計** | **73,230** |
| **資産の部合計** | **1,976,421** | **負債及び純資産の部合計** | **1,976,421** |

# 第41期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **42,529** |
| **資金運用収益** | **30,156** | |
| 貸出金利息 | 23,332 | |
| 有価証券利息配当金 | 6,534 | |
| コールローン利息 | 124 | |
| 預け金利息 | 137 | |
| その他の受入利息 | 26 | |
| **役務取引等収益** | **5,312** | |
| 受入為替手数料 | 1,706 | |
| その他の役務収益 | 3,605 | |
| **その他業務収益** | **5,576** | |
| 外国為替売買益 | 53 | |
| 国債等債券売却益 | 3,436 | |
| その他の業務収益 | 2,086 | |
| **その他経常収益** | **1,485** | |
| 償却債権取立益 | 104 | |
| 株式等売却益 | 513 | |
| その他の経常収益 | 867 | |
| **経常費用** | | **39,477** |
| **資金調達費用** | **2,335** | |
| 預金利息 | 1,932 | |
| 譲渡性預金利息 | 9 | |
| コールマネー利息 | 0 | |
| 借用金利息 | 32 | |
| 社債利息 | 303 | |
| その他の支払利息 | 57 | |
| **役務取引等費用** | **3,251** | |
| 支払為替手数料 | 348 | |
| その他の役務費用 | 2,903 | |
| **その他業務費用** | **7,692** | |
| 商品有価証券売買損 | 0 | |
| 国債等債券売却損 | 345 | |
| 国債等債券償還損 | 1,116 | |
| 国債等債券償却 | 1,447 | |
| 金融派生商品費用 | 4,782 | |
| **営業経費** | **24,085** | |
| **その他経常費用** | **2,112** | |
| 貸倒引当金繰入額 | 36 | |
| 貸出金償却 | 1 | |
| 株式等売却損 | 91 | |
| 株式等償却 | 252 | |
| 金銭の信託運用損 | 878 | |
| その他の経常費用 | 850 | |
| **経常利益** | | **3,052** |
| **特別利益** | | **168** |
| 固定資産処分益 | 168 | |
| **特別損失** | | **179** |
| 固定資産処分損 | 135 | |
| 減損損失 | 43 | |
| **税引前当期純利益** | | **3,041** |
| **法人税、住民税及び事業税** | △16 | |
| **法人税等調整額** | △103 | |
| **法人税等合計** | | △120 |
| **当期純利益** | | **3,161** |

# 第41期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 34,167 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | ― |
| 当期末残高 | 34,167 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高 | 19,167 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | ― |
| 当期末残高 | 19,167 |
| その他資本剰余金 | |
| 当期首残高 | 10,603 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の処分 | △23 |
| 当期変動額合計 | △23 |
| 当期末残高 | 10,580 |
| 資本剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 29,771 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の処分 | △23 |
| 当期変動額合計 | △23 |
| 当期末残高 | 29,748 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 351 |
| 当期変動額 | |
| 利益準備金の積立 | 170 |
| 当期変動額合計 | 170 |
| 当期末残高 | 521 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 5,901 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △854 |
| 利益準備金の積立 | △170 |
| 当期純利益 | 3,161 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 147 |
| 当期変動額合計 | 2,284 |
| 当期末残高 | 8,185 |

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 6,252 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △854 |
| 利益準備金の積立 | ― |
| 当期純利益 | 3,161 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 147 |
| 当期変動額合計 | 2,455 |
| 当期末残高 | 8,707 |
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | △2,704 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △6 |
| 自己株式の処分 | 44 |
| 当期変動額合計 | 38 |
| 当期末残高 | △2,666 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 67,486 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △854 |
| 当期純利益 | 3,161 |
| 自己株式の取得 | △6 |
| 自己株式の処分 | 21 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 147 |
| 当期変動額合計 | 2,470 |
| 当期末残高 | 69,957 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | △1,686 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,616 |
| 当期変動額合計 | 4,616 |
| 当期末残高 | 2,930 |
| 土地再評価差額金 | |
| 当期首残高 | 345 |
| 当期変動額 | |
| 土地再評価差額金の取崩 | △147 |
| 当期変動額合計 | △147 |
| 当期末残高 | 197 |

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △1,340 |
| 当期変動額 | |
| 土地再評価差額金の取崩 | △147 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,616 |
| 当期変動額合計 | 4,468 |
| 当期末残高 | 3,127 |
| 新株予約権 | |
| 当期首残高 | 104 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 40 |
| 当期変動額合計 | 40 |
| 当期末残高 | 145 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 66,250 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △854 |
| 当期純利益 | 3,161 |
| 自己株式の取得 | △6 |
| 自己株式の処分 | 21 |
| 土地再評価差額金の取崩 | ― |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,656 |
| 当期変動額合計 | 6,979 |
| 当期末残高 | 73,230 |

## ○連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　３社

会社名

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

Michinoku Preferred Capital Cayman Limited

（注）株式会社みちのくオフィスサービスは、平成24年９月14日に清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

# 第41期末（平成25年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 170,317 | 預金 | 1,830,144 |
| コールローン及び買入手形 | 102,069 | 譲渡性預金 | 29,434 |
| 買入金銭債権 | 3,445 | 借用金 | 2,000 |
| 商品有価証券 | 27 | 外国為替 | 51 |
| 金銭の信託 | 18,892 | 社債 | 15,000 |
| 有価証券 | 372,041 | その他負債 | 12,453 |
| 貸出金 | 1,282,171 | 賞与引当金 | 957 |
| 外国為替 | 1,081 | 退職給付引当金 | 3,029 |
| その他資産 | 8,062 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 1,032 |
| 有形固定資産 | 15,458 | 偶発損失引当金 | 266 |
| 建物 | 3,624 | 利息返還損失引当金 | 37 |
| 土地 | 7,132 | 繰延税金負債 | 1 |
| 建設仮勘定 | 397 | 再評価に係る繰延税金負債 | 609 |
| その他の有形固定資産 | 4,304 | 支払承諾 | 9,435 |
| 無形固定資産 | 4,160 | 負債の部合計 | 1,904,454 |
| ソフトウェア | 2,088 | （純資産の部） | |
| その他の無形固定資産 | 2,072 | 資本金 | 34,167 |
| 繰延税金資産 | 12,117 | 資本剰余金 | 29,748 |
| 支払承諾見返 | 9,435 | 利益剰余金 | 10,420 |
| 貸倒引当金 | △19,875 | 自己株式 | △2,666 |
| | | 株主資本合計 | 71,670 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,930 |
| | | 土地再評価差額金 | 197 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 3,127 |
| | | 新株予約権 | 145 |
| | | 少数株主持分 | 7 |
| | | 純資産の部合計 | 74,951 |
| 資産の部合計 | 1,979,405 | 負債及び純資産の部合計 | 1,979,405 |

# 第41期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **43,533** |
| **資金運用収益** | **30,024** | |
| 貸出金利息 | 23,502 | |
| 有価証券利息配当金 | 6,233 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 124 | |
| 預け金利息 | 137 | |
| その他の受入利息 | 26 | |
| **役務取引等収益** | **6,241** | |
| **その他業務収益** | **5,572** | |
| **その他経常収益** | **1,694** | |
| 貸倒引当金戻入益 | 190 | |
| 償却債権取立益 | 104 | |
| その他の経常収益 | 1,399 | |
| **経常費用** | | **39,643** |
| **資金調達費用** | **2,341** | |
| 預金利息 | 1,930 | |
| 譲渡性預金利息 | 9 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 0 | |
| 借用金利息 | 32 | |
| 社債利息 | 303 | |
| その他の支払利息 | 64 | |
| **役務取引等費用** | **2,813** | |
| **その他業務費用** | **7,692** | |
| **営業経費** | **24,681** | |
| **その他経常費用** | **2,114** | |
| その他の経常費用 | 2,114 | |
| **経常利益** | | **3,890** |
| **特別利益** | | **168** |
| 移転補償金 | 168 | |
| **特別損失** | | **179** |
| 固定資産処分損 | 135 | |
| 減損損失 | 43 | |
| **税金等調整前当期純利益** | | **3,879** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **265** | |
| **法人税等調整額** | **33** | |
| **法人税等合計** | | **298** |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **3,580** |
| **少数株主利益** | | **0** |
| **当期純利益** | | **3,579** |

# 第41期（平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 34,167 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | ― |
| 当期末残高 | 34,167 |
| 資本剰余金 | |
| 当期首残高 | 29,771 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の処分 | △23 |
| 当期変動額合計 | △23 |
| 当期末残高 | 29,748 |
| 利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 7,547 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △854 |
| 当期純利益 | 3,579 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 147 |
| 当期変動額合計 | 2,873 |
| 当期末残高 | 10,420 |
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | △2,704 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △6 |
| 自己株式の処分 | 44 |
| 当期変動額合計 | 38 |
| 当期末残高 | △2,666 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 68,781 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △854 |
| 当期純利益 | 3,579 |
| 自己株式の取得 | △6 |
| 自己株式の処分 | 21 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 147 |
| 当期変動額合計 | 2,888 |
| 当期末残高 | 71,670 |

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| その他の包括利益累計額 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | △1,686 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,616 |
| 当期変動額合計 | 4,616 |
| 当期末残高 | 2,930 |
| 土地再評価差額金 | |
| 当期首残高 | 345 |
| 当期変動額 | |
| 土地再評価差額金の取崩 | △147 |
| 当期変動額合計 | △147 |
| 当期末残高 | 197 |
| その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | △1,340 |
| 当期変動額 | |
| 土地再評価差額金の取崩 | △147 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,616 |
| 当期変動額合計 | 4,468 |
| 当期末残高 | 3,127 |
| 新株予約権 | |
| 当期首残高 | 104 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 40 |
| 当期変動額合計 | 40 |
| 当期末残高 | 145 |
| 少数株主持分 | |
| 当期首残高 | 7 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 |
| 当期末残高 | 7 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 67,552 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △854 |
| 当期純利益 | 3,579 |
| 自己株式の取得 | △6 |
| 自己株式の処分 | 21 |
| 土地再評価差額金の取崩 | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,657 |
| 当期変動額合計 | 7,398 |
| 当期末残高 | 74,951 |

# 独立監査人の監査報告書

平成25年５月10日

株式会社　みちのく銀行

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山内正彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村田賢治　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成24年４月１日から平成25年３月３１日までの第４１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成25年５月10日

株式会社　みちのく銀行

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山内正彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村田賢治　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成24年４月１日から平成25年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書 謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年５月14日

株式会社　みちのく銀行監査役会

常勤監査役（社外監査役）　佐　藤　郁　夫　㊞
常勤監査役　石　田　　久　㊞
監　査　役（社外監査役）　榊　　佳　弘　㊞
監　査　役（社外監査役）　白　土　泰　次　㊞
監　査　役（社外監査役）　東　　康　夫　㊞
監　査　役（社外監査役）　鳥谷部　眞　実　㊞

以　上

# 株 主 総 会 参 考 書 類

**議案および参考事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

Ａ種優先株式１株につき金7.05円とし、普通株式１株につき金４円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は852,883,256円となります。

（Ａ種優先株式：282,000,000円、普通株式：570,883,256円）

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年６月26日（水）といたしたいと存じます。

**第２号議案**　取締役８名選任の件

取締役（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の種類および数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 杉本康雄（すぎもとやすお）<br>（昭和22年２月27日生） | 昭和44年６月　㈱弘前相互銀行入行<br>平成元年12月　㈱みちのく銀行根城支店長<br>平成３年４月　当行国道支店長<br>平成６年４月　当行業務推進部長<br>平成８年６月　当行取締役業務推進部長<br>平成９年10月　当行取締役企画調整部長<br>平成12年６月　当行常務取締役人事部長<br>平成13年１月　当行常務取締役<br>平成14年８月　当行取締役<br>平成15年６月　当行取締役古川支店長兼ユニバース沖館店出張所長<br>平成16年６月　みちのくユーシーカード㈱代表取締役社長<br>平成17年４月　みちのくカード㈱代表取締役社長<br>平成17年６月　当行顧問<br>平成17年６月　当行代表取締役頭取<br>平成18年３月　当行代表取締役頭取兼執行役員（現任） | 普通株式<br>42,632株 |
| 2 | 髙田邦洋（たかだくにひろ）<br>（昭和32年５月18日生） | 昭和56年４月　㈱みちのく銀行入行<br>平成11年４月　当行小柳支店長<br>平成14年６月　当行堅田支店長<br>平成17年12月　当行経営企画部長<br>平成18年３月　当行執行役員経営企画部長<br>平成18年６月　当行取締役兼執行役員経営企画部長<br>平成19年４月　当行取締役兼執行役員<br>平成20年３月　当行取締役兼常務執行役員<br>平成24年６月　当行代表取締役副頭取兼執行役員（現任）<br><br>【当行における担当】<br>監査部 | 普通株式<br>14,399株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の種類および数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 熊地 貴志<br>(昭和31年10月21日生) | 昭和54年４月　㈱みちのく銀行入行<br>平成７年４月　当行旭ヶ丘支店長<br>平成９年３月　当行下土手町支店副支店長<br>平成９年７月　当行堅田支店長<br>平成12年６月　当行深浦支店長<br>平成15年10月　当行岩木支店長<br>平成17年12月　当行コンプライアンス統括部副部長<br>平成19年２月　当行監査部長<br>平成19年４月　当行執行役員監査部長<br>平成21年４月　当行常務執行役員<br>平成21年６月　当行取締役兼常務執行役員<br>平成24年４月　当行取締役兼常務執行役員総務部長<br>平成25年４月　当行取締役兼常務執行役員（現任）<br><br>【当行における担当】<br>人事部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、融資部 | 普通株式<br>12,000株 |
| 4 | 稲庭 勉<br>(昭和36年４月10日生) | 昭和60年４月　㈱みちのく銀行入行<br>平成16年６月　当行問屋町支店長<br>平成17年７月　当行審査管理部副部長<br>平成18年３月　当行執行役員審査部長<br>平成19年３月　当行執行役員本店営業部長<br>平成22年４月　当行常務執行役員<br>平成22年６月　当行取締役兼常務執行役員（現任）<br><br>【当行における担当】<br>審査部、与信企画部 | 普通株式<br>3,000株 |
| 5 | 松木 昭彦<br>(昭和33年１月13日生) | 昭和55年４月　㈱みちのく銀行入行<br>平成18年７月　当行事務統括部長<br>平成20年３月　当行執行役員事務統括部長<br>平成22年４月　当行常務執行役員<br>平成22年６月　当行取締役兼常務執行役員（現任）<br><br>【当行における担当】<br>市場国際管理部、事務統括部、システム統括部 | 普通株式<br>20,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の種類および数 |
|---|---|---|---|
| 6 | 加藤 政弘<br>(かとう まさひろ)<br>(昭和28年11月22日生) | 昭和47年３月　㈱弘前相互銀行入行<br>平成９年４月　㈱みちのく銀行八戸支店副支店長<br>平成10年６月　当行ききょう支店長<br>平成13年４月　当行国道支店長<br>平成15年６月　当行八戸駅前支店長<br>平成17年７月　当行営業統括部長<br>平成18年３月　当行執行役員八戸支店長<br>平成21年４月　当行常務執行役員<br>平成24年６月　当行取締役兼常務執行役員（現任）<br><br>【当行における担当】<br>営業開発部、営業戦略部 | 普通株式<br>4,299株 |
| 7 | 藤井 正夫<br>(ふじい まさお)<br>(昭和23年６月12日生) | 昭和59年４月　第一東京弁護士会弁護士登録<br>昭和59年４月　岩田合同法律事務所入所<br>平成５年９月　同事務所パートナー（現任）<br>平成15年３月　奥多摩工業㈱監査役（現任）<br>平成18年４月　㈱ネオジャパン監査役（現任）<br>平成22年６月　当行取締役（現任）<br><br>【重要な兼職の状況】<br>岩田合同法律事務所（山根室）パートナー<br>奥多摩工業㈱社外監査役<br>㈱ネオジャパン社外監査役 | 0株 |
| 8 | 熊谷 清一<br>(くまがい せいいち)<br>(昭和23年４月９日) | 平成元年４月　東京弁護士会弁護士登録<br>平成元年４月　辰巳法律事務所入所<br>平成４年３月　同事務所退所<br>平成４年４月　熊谷法律事務所弁護士<br>平成10年４月　たいよう総合法律事務所弁護士<br>平成14年11月　あおば綜合法律会計事務所弁護士<br>平成17年10月　㈱ディメール監査役<br>平成18年４月　トヨタカローラ八戸㈱監査役（現任）<br>平成19年７月　弁護士法人あおば綜合法律事務所代表社員（現任）<br>平成20年７月　㈱デーリー東北新聞社監査役（現任）<br>平成23年６月　当行取締役（現任）<br><br>【重要な兼職の状況】<br>弁護士法人あおば綜合法律事務所代表社員<br>トヨタカローラ八戸㈱社外監査役<br>㈱デーリー東北新聞社社外監査役 | 0株 |

(注) 1. 取締役候補者全員と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井 正夫、熊谷 清一の両氏は、社外取締役候補者であります。
また、藤井 正夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしており、現在、当行は同氏を独立役員として指定し、同取引所にその旨を届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として指定する予定です。
3. 藤井 正夫、熊谷 清一の両氏につきましては、弁護士としての豊富な法律知識と経験を当行の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 藤井 正夫、熊谷 清一の両氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記(注)３に記載した理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 藤井 正夫、熊谷 清一の両氏は、現在当行の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって藤井 正夫氏は３年、熊谷 清一氏は２年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役候補者 藤井 正夫、熊谷 清一の両氏とは、当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
藤井 正夫、熊谷 清一の両氏の再任が承認された時には、本契約は継続となります。

**第３号議案**　監査役４名選任の件

監査役　榊　佳弘、白土　泰次、東　康夫、鳥谷部　眞実の４氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役４名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当行における地位および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の種類および数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 榊（さかき）　佳弘（よしひろ）<br>（昭和28年12月20日生） | 昭和51年４月　大都魚類㈱入社<br>昭和55年４月　マルヨ水産㈱入社<br>昭和58年２月　同社専務取締役<br>平成３年５月　同社代表取締役社長（現任）<br>平成11年６月　当行監査役（現任）<br>【重要な兼職の状況】<br>マルヨ水産㈱代表取締役社長 | 普通株式<br>3,000株 |
| 2 | 東（あずま）　康夫（やすお）<br>（昭和23年２月２日生） | 昭和46年４月　日曹エンジニアリング㈱入社<br>昭和57年３月　東北化学薬品㈱入社<br>昭和59年２月　同社常務取締役<br>昭和62年１月　同社代表取締役社長<br>平成19年６月　当行監査役（現任）<br>平成21年12月　東北化学薬品㈱取締役会長（現任）<br>平成22年11月　進和ケミカル㈱代表取締役（現任）<br>【重要な兼職の状況】<br>東北化学薬品㈱取締役会長<br>進和ケミカル㈱代表取締役 | 0株 |
| 3 | 鳥谷部（とりやべ）　眞実（まさみ）<br>（昭和39年２月８日生） | 平成６年３月　㈱ヤマウ鳥谷部商店取締役<br>平成６年３月　㈱ヤマウ鳥谷部臨港倉庫取締役<br>平成13年12月　㈱ヤマウ鳥谷部商店代表取締役社長（現任）<br>平成13年12月　㈱ヤマウ鳥谷部臨港倉庫代表取締役社長（現任）<br>平成20年６月　当行監査役（現任）<br>【重要な兼職の状況】<br>㈱ヤマウ鳥谷部商店代表取締役社長<br>㈱ヤマウ鳥谷部臨港倉庫代表取締役社長 | 普通株式<br>13,000株 |
| 4 | 馬谷（うまたに）　成人（しげと）<br>（昭和25年１月15日生）<br><br>（*）新任監査役候補者 | 昭和47年４月　㈱富士銀行入行<br>平成13年６月　同行執行役員本店審査役<br>平成14年４月　みずほ証券㈱常務執行役員<br>平成15年６月　日本酸素㈱（現大陽日酸㈱）常勤監査役<br>平成16年10月　大陽日酸㈱業務本部海外事業統括部長<br>平成17年６月　同社執行役員<br>平成19年６月　同社常務執行役員<br>平成21年６月　同社常勤監査役<br>平成25年６月　同社常勤監査役退任予定<br>平成25年６月　㈱クレハ取締役就任予定<br>【重要な兼職の状況】<br>㈱クレハ社外取締役就任予定 | 0株 |

(注) 1. (*)は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 榊　佳弘、東　康夫、鳥谷部　眞実、馬谷　成人の４氏は、社外監査役候補者であります。
4. 榊　佳弘氏は、会社代表者として培われた豊富な知識・経験等を監査役に就任された場合に当行の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当行社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって14年となります。
5. 東　康夫氏は、会社代表者として培われた豊富な経験・知識等を監査役に就任された場合に当行の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当行社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって６年となります。
6. 鳥谷部　眞実氏は、会社代表者として培われた豊富な経験・知識等を監査役に就任された場合に当行の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当行社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって５年となります。
7. 馬谷　成人氏は、都市銀行における金融実務経験や会社役員としての経営経験等を監査役に就任された場合に当行の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
8. 馬谷　成人氏が平成21年６月から常勤監査役を務める大陽日酸株式会社は、平成22年１月に独占禁止法違反の嫌疑で公正取引委員会の立入検査を受け、その後、平成23年５月にエアセパレートガス（液体酸素、液体窒素、液体アルゴン）について他の事業者と共同して販売価格の引き上げを行ったとして、事前通知に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該違反の事実につき、公正取引委員会の立入検査時まで認識しておりませんでしたが、常勤監査役就任後、取締役会、内部統制委員会等の重要会議に出席し、独占禁止法を含む法令遵守体制の確立が内部統制体制構築の重点事項として取り組まれている事を確認すると共に、役員面談、支社あるいは関係会社への監査役往査を通じてその遵守状況につき聴取、確認を行っておりました。公正取引委員会の立入検査後は、定期的に担当部門から進捗状況を聴取すると共に、取締役会、内部統制委員会等の場において、再発防止並びにコンプライアンスの徹底、強化に向けた提言を行い、再発防止を監査役会の最重点監査項目として、役員面談、支社あるいは関係会社への往査を通じてその遵守状況につき聴取、確認を行いました。
9. 社外監査役との責任限定契約について
当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者　榊　佳弘、東　康夫、鳥谷部　眞実の３氏は当行との間で責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
榊　佳弘、東　康夫、鳥谷部　眞実の３氏の再任が承認された場合には、本契約は継続となります。
また、馬谷　成人氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

MEMO

## 当行本店案内図

VEGETABLE OIL INK